

「渋川市子ども・子育て会議」委員募集要領

(趣旨)

第1条 子どもを生み、育てやすい環境づくりを目指した新しい支援制度の充実を市民とともに考えていくため、渋川市子ども・子育て会議条例（以下「条例」という。）

第4条第1項第8号における公募による市民（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内在住で、18歳以上であること
- (2) 原則、平日に開催される会議に出席することができること
- (3) 政治活動や布教活動に利用しないこと

(委員の数)

第3条 公募による委員の数は、2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、条例第4条第2項の規定に基づき、委嘱の日から2年とする。

(応募方法)

第5条 委員に応募する者は、別紙応募用紙に必要事項を記入し、併せて「渋川市の子育て環境について私が思うこと」をテーマにした作文を400字程度にまとめ、提出するものとする。

(委員の選考)

第6条 委員の選考にあたっては、選考委員会で審議する。

- 2 選考委員は、育都推進部長、こども政策課長、こども政策課政策推進係長、こども政策課政策推進係員、こども支援課長及びこども支援課保育幼稚園係長とする。
- 3 選考にあたっては、応募者の作文のほか、性別、年代、地域のバランスを考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬は、渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づくこととする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。